

2025年9月

外国為替取引における諸規制等の遵守に関するご留意事項

当行は、「外国為替及び外国貿易法」（以下、「外為法」という。）、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下、「犯罪収益移転防止法」という。）や「米国 OFAC 規制」等の各関連法規制を遵守するとともに、マネーロンダリング・テロ資金供与・拡散金融（北朝鮮の核開発・弾道ミサイル・大量破壊兵器関連、イランの核開発関連）及びその他経済制裁違反の防止対策に取り組んでおります。

外国為替取引をご依頼の際は、以下に記載した「外為法」等の各関連法規制の対象取引に該当しないことを確認させていただいておりますので、お客さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、お取引に関する目的、資金原資、資金使途、送金の相手方とのご関係などを厳正に確認するため、ご説明や資料のご提示をお願いしております。当行が依頼したご説明や資料のご提示にご協力いただけない場合のほか、ご説明や資料をご提示いただいた結果、当行の判断によりお取引をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

1. 「外為法」にもとづく確認義務の履行について

当行は、外為法にもとづく経済制裁措置の確実な実施のため、外為法第17条の規定により、お客さまのご送金（仕向、被仕向）・輸出入等のお取引が、「貿易に関する支払規制」、「資金使途規制」、「対外直接投資に関する規制」及び「役務取引に関する規制」等に該当しないことを確認させていただいております。

（1）ご送金目的（仕向）・お受取の理由（被仕向）についてのご申告をお願いいたします。

- ご送金目的又はお受取の理由をご申告いただくとともに、目的が輸入代金、仲介貿易代金等の場合は、商品の品目、原産地（国名）、船積地（都市名）、仕向地（国名）（仲介貿易の場合）をあわせてご申告ください。
- 仕向送金取引において、外為法上の「北朝鮮・イラン規制関連取引」に該当しないこと、最新のロシア関連規制に該当しないことをご確認のうえで、その旨をご申告ください。

（2）お取引の関係者についてのご確認をお願いいたします。

お客さまの知りうる限りにおいて、以下に該当しないことをあわせてご確認ください。

- 最終的な資金の受取人が北朝鮮居住者（法人・個人）ではないこと、また、お取引相手の主な株主や取締役の中に北朝鮮居住者（法人・個人）がいないこと。
- 外為法に基づき、タリバーン、テロリスト、拡散金融、ロシア・ベラルーシ関連等として、資産凍結等対象者に指定される制裁対象者が直接・間接的に関与、実質的に制裁対



象者が支配、または制裁対象者に代わって行うものではないこと。

- 最終的な資金の受取人や取引関係者が、ロシア・ベラルーシ関連の制裁対象者により株式の総数又は出資の総額に占める割合 50%以上を直接に所有されている団体（日本に主たる事務所を有する団体を除く）、制裁対象者に実質的に支配される法人や団体等ではないこと。

(3) お取引内容を確認できる資料のご提示をお願いいたします。

- お取引に関する資料（輸入許可通知書、輸出許可通知書、原産地証明書、船荷証券、売買契約書、インボイス等）をご提示いただき、お取引内容の詳細を確認させていただきます。
- 各種規制に該当しないことが確認できない場合には、当行の判断によりお取引をお断りせざるをえない場合がございますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

(4) 最新の規制内容を財務省告示や財務省 HP 等にてご確認くださいませようお願いいたします。

- 2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻を受けて、外為法に基づく各種規制が随時発動されております。必ず財務省 HP（注）にて内容をご確認いただいたうえで、ご申告をいただきますようお願いいたします。
- 2024年3月26日に財務省等の関係省庁から「北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起」が公表されております。北朝鮮 IT 労働者との関連が疑われる企業等への送金等のご依頼をいただいた場合は、詳細を確認させていただくとともに、送金等のお取扱いをお断りさせていただくこともございます。詳細は以下関係省庁の HP をご確認ください。

(注) 財務省 HP

- ・ロシア関連規制

[トップページ > 財務省の政策 > 国際政策 > 外為法関係・為替政策 > 外国為替及び外国貿易法（外為法）の概要 > ウクライナ関連情報](#)

- ・経済制裁措置の対象者リスト

[トップページ > 財務省の政策 > 国際政策 > 外為法関係・為替政策 > 外国為替及び外国貿易法（外為法）の概要 > 経済制裁措置及び許可手続 > 経済制裁措置及び対象者リスト](#)

- ・北朝鮮 IT 労働者に関する注意喚起

[「北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起」の公表（令和 6 年 3 月 26 日）](#)

< 外国為替及び外国貿易法に基づく規制対象取引（主な規制を記載） >

資産凍結措置等の経済制裁対象者及び規制	
経済制裁対象者 関連の規制	<input type="checkbox"/> 北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者、タリバーン関係者、テロリスト、資産凍結等の措置の対象となるロシア又はベラルーシの団体及び個人などを依頼人又は受取人とする取引 <input type="checkbox"/> 直接又は間接的な関与を問わず、実質的に制裁対象者のために行われる支払等（制裁対象者のために、第三者名義で行われる支払等を含む） <input type="checkbox"/> 制裁対象者が実質的に支配する法人等との支払等 ※ 経済制裁措置及び対象者は随時更新されておりますので、財務省 HP 等にてご確認いただきますようお願いいたします。
北朝鮮・イラン関連規制	
貿易規制	<input type="checkbox"/> 北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入又は仲介貿易取引に係る支払 <input type="checkbox"/> 北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易取引
資金使途規制	<input type="checkbox"/> 北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う取引又は行為に係る取引 <input type="checkbox"/> イランの核活動等に関連する活動に寄与する目的で行う取引又は行為に係る取引
原則支払禁止措置	<input type="checkbox"/> 北朝鮮に住所や居所を有する個人、主たる事務所を有する法人等、これらにより実質的に支配されている法人等に対する支払 <input type="checkbox"/> 北朝鮮に主たる事務所を有する法人等の外国にある事務所等に対する支払 ※ 国籍を偽った北朝鮮 I T 労働者への支払も規制の対象です。
ロシア・ベラルーシ関連規制	
制裁対象者との 取引規制	<input type="checkbox"/> 外為法で指定されるテロリスト等の資産凍結等経済制裁対象者との支払等（ロシア・ベラルーシの特定の制裁対象者が株式総数/出資総額の 50%以上を直接所有する団体との支払を含む） <input type="checkbox"/> 直接又は間接的な関与を問わず、実質的に制裁対象者のために行われる支払等（制裁対象者のために、第三者名義で行われる支払等を含む）
役務取引規制	<input type="checkbox"/> ロシア・ベラルーシの個人・法人等への特定技術の提供に関する取引 <input type="checkbox"/> ロシア・ベラルーシの特定団体（外務省告示で指定する軍事団体）に対して行う技術の提供に関する取引 <input type="checkbox"/> ロシア法人等への会計・監査、経営コンサルティング、建築、エンジニアリングに係る労務又は便益の提供に関する取引 <input type="checkbox"/> ロシア法人等への信託業に係る労務又は便益の提供に関する取引 <input type="checkbox"/> ロシア・ベラルーシ以外の国の特定団体（外務省告示で指定する団体）に対して行う技術の提供に関する取引

対外直接投資規制	<input type="checkbox"/> ロシアにおいて行われる事業に係る投資 <input type="checkbox"/> ロシアの法人等若しくはロシアの法人等を実質的に支配されている法人によりロシア以外で行われる事業に係る投資 <input type="checkbox"/> 本邦居住者が、他の本邦居住者又は非居住者と共同して設立する組合等によるロシアにおける事業活動に充てるための支払 <input type="checkbox"/> 本邦居住者が、ロシアの個人若しくは法人等（ロシアの個人・法人等が実質的に支配する法人等を含む）と共同して設立する組合等のロシア以外で行われる事業活動に充てるための支払 ※ 外国法人の 10%以上の株式取得や出資に係る証券の取得、金銭の貸付等も規制の対象です。
原油・石油製品の上限価格に関する規制	<input type="checkbox"/> ロシアを原産地とし、海上において輸送される原油・石油製品の上限価格を超える購入に関連する、金銭の貸付契約又は債務の保証契約にもとづく債権の発生等に係る取引の禁止
証券取引規制	<input type="checkbox"/> ロシアの政府その他政府機関等が発行した証券取得又は譲渡に関する取引 <input type="checkbox"/> ロシアの政府その他政府機関等による本邦における証券の発行又は募集（これに伴う労務・便益の提供を含む）に関する取引 <input type="checkbox"/> ロシアの特定銀行（当該銀行が株式総数／出資総額の 50%以上を直接所有する団体を含む）による、本邦における証券（償還期限の定めがある場合、30 日超のものに限る）の発行又は募集（これに伴う労務・便益の提供を含む）に関する取引
輸出入の禁止	<input type="checkbox"/> クリミア地域、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称）を原産地及び仕向地とする輸出入取引 <input type="checkbox"/> ロシア又はベラルーシとの間の特定品目の輸出入、特定団体への輸出取引

2. 「米国 OFAC 規制」の遵守について

米国の財務省外国資産管理室（Office of Foreign Assets Control、以下「OFAC」という。）は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じています。

OFAC 規制は、米国人・米国金融機関を含む米国法人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に、米国で決済される米ドル建取引が規制の適用を受けます。本邦で受付する外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等は規制対象となり、お客さまの取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。

OFAC 規制の趣旨を踏まえ、当行では直接的・間接的を問わず及び通貨を問わず、下表のようなお取引はお取り扱いしておりませんので、外国為替取引を行うにあたっては、これらに該当しないお取引であることを十分にご確認いただきますようお願いいたします。



<OFAC 規制の趣旨を踏まえ当行でお取扱いができないお取引（2025年4月現在）>

以下の（1）から（4）のいずれかに該当する取引（通貨問わず）

- （1）お取引に直接的又は間接的に関与する当事者（注1）の所在地・関係国・関係地等に、北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称）が含まれているお取引
- （2）包括的制裁対象国等の政府（北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、ベネズエラ）やその政府の役職員が直接的又は間接的に関与するお取引
- （3）以下に該当する個人や企業とのお取引
 - ①包括的制裁対象国・地域に居住している又は物理的に所在する個人
 - ②包括的制裁対象国・地域に住所がある又は本部がある企業
- （4）米国政府により特定されているテロリスト、タリバン、麻薬取引者、核兵器開発・大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織などの制裁対象者（注2）が直接的又は間接的に関与するお取引（含む制裁対象者のために行う取引）

（注1）お取引の当事者とは送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚／積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者（運営会社）等を指します。また、関係地とは、原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等を指します。

（注2）制裁対象者には、北朝鮮・イラン・シリア・キューバ・クリミア地域・ドネツク人民共和国（自称）・ルハンスク人民共和国（自称）、ベネズエラ政府・国有企業、ベラルーシ制裁対象者（政府関連企業や国有企業含む）、ミャンマー制裁対象者（軍・防衛関連企業や国有企業含む）、ロシア分野別制裁対象者、資産凍結、取引禁止等の対象として指定された個人、法人、団体や船舶やそれらに所有あるいは支配されている者も含まれます（ただし、これらに限定されません）。

※上記はあくまでも例示であり、OFAC 規制の詳細については [OFAC ホームページ](#)にてご確認ください。

[米国財務省外国資産管理室（Office of Foreign Assets Control）ホームページ](#)

お取引受付後の中止又は取消等について

お取引の受付後であっても、お客さまよりご依頼いただいたお取引が OFAC 規制に該当する恐れがある場合には、当行よりお取引の内容を確認させていただき、その結果によっては、当行の判断により、当該お取引の中止又は取消等を行うことがございます。

お取引内容の確認の際は、日本側の調査とは別に、米国金融機関が別途独自の調査を実施する可能性がありますので、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

また、OFAC 規制による理由で資産凍結の措置が講じられた場合、取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。そうした場合にはお客さまご自身にて、OFAC に対する凍結解除の申請等、然るべきご対応をいただく必要がございますので、あらかじめご承知置きください。

3. 「マネー・ローンダリング防止」及び「テロ資金供与防止」への対応について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（2008年3月施行）にもとづき、金融機関は、「マネー・ローンダリング防止」や「テロ資金供与防止」のための適切な対応が求められております。

当行におきましても、同法の趣旨を踏まえ、ご送金内容のご説明や各種資料のご提示等をお願いする場合があります。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- (1) お取引のご依頼人及びご来店された方のご本人確認のため、運転免許証等の確認書類のご提示をお願いする場合があります。
- (2) お取引によっては、お取引の目的、ご送金の原資、お客さまのご職業や事業内容、お取引の相手方とのご関係、お取引の相手方が個人の場合には生年月日や国籍、法人の場合には実質的支配者等を詳しくお伺いし、確認資料のご提示をお願いする場合があります。
- (3) お客さまからご提示いただいた資料については、記録やコピーをとらせていただく場合があります。
- (4) お客さまからお取引内容のご説明や確認資料のご提示をいただいても、その確認結果によっては、当行の判断によりお取引をお断りする場合があります。誠に恐縮ですが、ご了承くださいますようお願いいたします。
- (5) 当行が外国為替取引の受付を完了した後も、海外金融機関等からお取引内容について照会を受ける場合があります、お客さまに追加的な確認資料のご提示をお願いする場合があります。

以 上